

新型コロナウィルス感染症に対応した令和4年度岐阜県高校総体

ハンドボール競技会におけるガイドライン

岐阜県高体連ハンドボール専門部

令和4年4月21日版

岐阜県新人大会を実施するにあたり、本ガイドラインに基づく対応を実施し、感染の要因である「3つの密」①換気の悪い密閉空間②多くの人が密集している状態③近距離での会話や大声での発声がある状態を回避し、選手、競技員の安全が確保される環境を整えて開催します。

またこのガイドラインは岐阜県ハンドボール協会の新型コロナウィルス感染症に対応したハンドボール競技会におけるガイドライン(R4.4/1改)と岐阜県高体連(R4.4/7)に沿って作成しています。

1 参加条件

- (1) チーム内や同居家族、身近な知人に感染が疑われる方がいる場合はエントリーおよび参加を認めない。
- (2) 保護者および学校等の承諾・許可を得ていること。

2 開催方法

(1) 必要最低限の人数での開催

- ① 選手・指導者 部員(1.2.3年)・指導者(部顧問)
- ② 競技役員・補助員 試合の実施に必要な最低限の人数とする。
- ③ 観戦 **学校関係者(管理職のみ)、県教委、県高体連、大学関係者(リクルート)**
保護者は(各チーム30名)のみ可とする。
ベンチ入りしていない部員・顧問は可とするが、マスクを着用し、
距離を確保して応援すること。(大声を出しての応援は不可)

(2) 感染者を確認した場合に備え、選手・競技役員・補助員等の参加者名簿を作成し、

全参加者を把握する。**【様式1-2】**

保護者の観戦に際しては、専門部役員、部顧問立会いのもと**【様式1-1】**の提出と、表面温度を入場時計測する。

(3) 開・閉会式、は行わない。表彰に関しては簡素な形で実施

3 競技環境の整備および感染拡大防止対策

(1) 会場入り

- ① 会場への移動は各自で責任をもって感染リスク(3つの密)を避ける。
- ② 大会に参加する者すべてに当日の検温を義務付け、平熱であることを確認する。37.5℃以上ある場合や倦怠感、咳、咽頭痛等の自覚症状、風邪の症状がある場合は参加させない。
※引率者が責任をもって検温結果を確認し、主催者に報告させる。**【様式1】**
- ③ 会場入りの際、選手・役員・引率外役員は受付にて検温、手指消毒を行う。
- ④ 会場入りの時間は、複数の試合を同会場で行うため、多数のチームが重ならないよう主催者の指定する時間や指示に従う。
- ⑤ 会場に入る時には必ずマスクを着用し、必要以上の会話は避ける。

- ⑥ 会場入り口および会場内に消毒液を設置し、常時手指消毒ができる体制をとる。
- ⑦ 試合の待機者等については、マスクを着用し社会的距離(約2m)を保ち待機させる。
- ⑧ 更衣室は試合前後の着替えのみに限定し、人数や時間を制限する。
- ⑨ 怪我人の処置室とは別の体調不良者用の待機場所を設置する。
- ⑩ 多くの人が触れる部分は、定期的に消毒を実施する。(ドアノブ、椅子、マイク等)

(2)ウォーミングアップ(マスクを着用して実施)

- ① 前試合の消毒作業終了まで次試合の選手をコートに入らせない。
- ② 練習中の声かけ・声出しあはない。
- ③ ランニング、フットワーク等は、前後左右に十分な距離・広さを保ち行う。
- ④ 試合前にウォーミングアップの時間を設け、ハーフタイムのコートアップは行わない。
- ⑤ ハーフタイムにコインストとユニフォームチェックは行う。
- ⑥ コートサイドでのアップを可とする。
- ⑦ 初日のみハーフアップを可とする。(試合間隔が取れないため、都合上やむを得ない)

(3)試合

- ① 扇や窓をできる限り常時開放して行う。(気温に応じてハーフタイムに換気でも可)
- ② MO・TD・スコアラー・タイムキーパー・得点板係・モップ係はマスクを着用する。
- ③ 交代地域では極力間隔をあけて着席し、マスクを着用する。必要以上の会話や大声での応援・戦術的指示はしない。
- ④ 複数の人が触るクーラーボックスの使用は避け、飲料用のボトルやタオルは共用しない。
- ⑤ 出血等の処置については、従来どおりビニールの手袋等を使用し密封して廃棄する。

(4)試合終了後

- ① ゲーム終了後のミーティングは短時間で終了し、指示に従い速やかに会場を退出する。
- ② 会場から退出する際は、各チームで使用した観客席等の消毒を行う。
- ③ ゴミは各チームで責任を持って収集、ビニール袋等に入れて密閉し持ち帰り、廃棄する。
- ④ ゲームの合間に一斉に換気を行う。
- ⑤ 試合ごとに交代地域、ボールおよび使用する用具(A~D、TOカード等)を消毒する。

5 選手・指導者・関係者の感染が判明した場合

- ① 本人はもちろん、濃厚接触者に該当する者の参加・出場はできない。その場合の選手変更について柔軟に対応する。→【選手役員変更届】
- ② 競技会中に発熱などの症状を訴える者を確認した場合は、関係諸機関(保健所等)の指示に従う。
- ③ 競技会期間中に会場にいた選手、役員等の感染が判明した場合は、保健所の指示に従う。
- ④ 上記②③となった場合、成立した試合結果の取り扱い順位等は主催者で判断し決定する。
- ⑤ 競技会(試合)終了後2週間以内に感染が判明した場合には、大会運営責任者および岐阜県高体連に濃厚接触者の有無等も含めて速やかに報告し、関係諸機関(保健所等)の指示に従う。

6 その他

- (1)主催者は「感染防止策チェックリスト」を作成するなどして、感染防止対策を講じることが望ましい。
- (2)今後、社会情勢が大きく変化し、通常の社会生活に戻った場合の対応は上記の限りではない。